八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

八 街 市 長　北 村 初 男

八街市条例第 28 号

八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例

八街市保育所設置に関する条例（昭和５３年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

八街市立二州第一保育園	八街市山田台６７１番地１	７０人
八街市立二州第二保育園	八街市四木１９３８番地	７０人

」

を

「

八街市立二州保育園	八街市四木１９３８番地	９０人

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。